

# 共生・協働の農村づくり運動実施要領

## 第1 目的

この要領は、共生・協働の農村づくり運動要綱に基づき、「共生・協働の農村づくり運動」の基本目標である「人と自然と地域が支え合う みんなで創る農村社会」を目指して、農村集落の実態に応じた、「農村集落の再生」、「新たなむらづくりの形成」及び「むらづくりの維持・発展」の実践活動を推進するため、運動の具体的な進め方について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 運動の進め方

### 1 運動の対象地域

この運動は、県内の全市町村の農村集落を対象とし、むらづくり活動が最も効果的に進められる1～数集落からなる地域において実施するものとする。

なお、ここでいう農村集落とは、継続的な農業生産活動及びむらづくり活動が行われている集落をいう。

### 2 推進体制

#### (1) 農村集落段階の推進体制

ア 運動の対象地域ごとに、農業者や各営農部会をはじめ自治会、子供会、高齢者組織、女性組織、青年団など多様な主体で構成される「むらづくり委員会」を設置する。なお「むらづくり委員会」が設置されている地域においては、既存の当該委員会を活用することができるものとする。

イ 「むらづくり委員会」は、「共生・協働の農村づくり運動」に対応する推進体制の見直しや、それぞれの地域の実態に応じたむらの目標や将来像等を示した「むらのかたち」の作成等の話し合い活動を実践するものとする。

ウ 「むらづくり委員会」は、「むらのかたち」の作成に当たっては、必要に応じて、市町村との連携のもと、集落外のNPO法人や都市住民、ボランティア、U・I・Jターン者などの多様な主体と協働し、むらづくり活動を実践する。

エ 「むらづくり委員会」は、「むらのかたち」の作成やむらづくり活動の実践にあたっては、むらづくりのノウハウ等の助言・指導等を行うむらづくり実践集落のリーダーやNPO法人等で構成する「むらづくり応援隊」の支援を受けることができるものとする。

#### (2) 市町村段階の推進体制

市町村は、地域の実情に応じて、市町村議会、農業協同組合、農業委員会、県地域振興局・支庁等関係機関・団体からなる「市町村共生・協働のむらづくり連絡会」を設置し、「共生・協働の農村づくり運動」の推進にかかる次の活動を実施するものとする。

- ア 「むらづくり委員会」設置のための農村集落間の調整
  - イ 農村集落段階における話し合い活動の助言・指導
  - ウ 「むらのかたち」の作成・実践に向けた支援・協力
  - エ 農村集落のむらづくりの中心となるリーダー及びサブ・リーダーの育成
  - オ 市町村段階のむらづくり情報の収集及び発信
  - カ その他、市町村段階の推進に関して必要な事項
- (3) 県段階の推進体制

ア 県の役割

県は、県、市町村の代表者、農業団体等の代表者からなる「鹿児島県共生・協働の農村づくり運動推進協議会」を設置し、次の事項について協議するものとする。

- (ア) 「共生・協働の農村づくり運動」の総合企画に関すること
- (イ) 各関係機関・団体の運動における総合調整に関すること
- (ウ) 「共生・協働の農村づくり運動」の普及推進及び情報提供に関すること
- (エ) その他、県段階の運動の推進に関して必要な事項

イ 地域振興局・支庁の役割

地域振興局・支庁は、管内市町村等の総合調整を図るとともに、市町村が設置する「市町村共生・協働のむらづくり連絡会」に積極的に参画し、市町村段階の活動及び次の事項について支援するものとする。

- (ア) 「むらづくり応援隊」の派遣や、むらづくり活動の提案に対する助成に関すること
- (イ) 農地・水・環境保全向上対策を活用した農村環境保全に関すること
- (ウ) 中山間地域等直接支払制度を活用した耕作放棄地防止等に関すること
- (エ) グリーン・ツーリズムの推進による都市住民等との交流促進に関すること
- (オ) 農業・農村活性化推進施設等整備事業を活用した条件整備に関すること
- (カ) その他、「共生・協働の農村づくり運動」の推進に関すること

### 第3 助成措置

県は、別に定めるところにより、予算の範囲内において市町村がこの運動に関する事業の実施に要する経費を補助するものとする。

### 第4 その他

この要領に定めるもののほか、「共生・協働の農村づくり運動」の推進に関し必要な事項は別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。